

大宮駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

第3回 都市再生駐車施設配置計画部会 議事要旨

概要

日時：令和6年1月31日（水） 13:30～14:30

場所：レイボックスホール6階 集会室8

議事要旨

<主な意見等> ⇒回答や追加意見等を示す

1. 開会

部会の成立

- ・ 出席者8名、書面表決表2名、合計10名、過半数の出席により部会の成立を確認。（委員総数10名）

2. 議案

(1) 議案1：大宮駅周辺地域都市再生駐車施設配置計画 運用マニュアル・運用細則の策定について

● 資料1に基づき事務局より説明

- ・ 配置計画の申請・審査にあたり、警察協議は行われるのか。

⇒審査機関は、配置計画の範囲内で審査を行う。施設計画の検討にあたっては、審査機関への申請・審査とは別に交通管理者等とも協議が行われると想定している。（事務局）

- ・ 自動二輪車の駐車施設は、整備基準を定めているのか。

⇒配置計画に整備基準を設けている。なお、さいたま市附置義務条例と同じ整備基準としている。（事務局）

- ・ 運用マニュアル・運用細則の見直し基準について、現状の記載内容では基本的には配置計画に合わせて見直しを行うことが読み取れるが、物価の高騰による手数料の見直しなど、運用マニュアル・運用細則単体で見直すケースもあるのではないのか。

⇒ご指摘を参考に修正する。（事務局）

● 議決

- ・ 審議事項にあるとおり、本部会で運用マニュアル・運用細則の策定について、特にご異議等なければ本日指摘いただいた点を修正して進めたいと思うがいかがか。（部会長）

⇒異議なし（案のとおり承認）

(2) 議案2：大宮駅周辺地域駐車場ルール運用組織・審査機関の指定について

● 資料2に基づき事務局より説明

● 質疑応答

- ・ 審査機関の選択は、条件を定めて案件（申請の内容）ごとに区分するのか。

⇒条件を定めて審査機関を使い分ける予定はない。大宮駅周辺では複数の開発が進行しており、審査案件が集中した場合の審査の遅れを懸念し、安全を見て複数社の指定を提案した。（事務局）

- ・ 審査機関の委託先は、どの組織が判断することになるのか。

⇒審査機関の委託先については、運用組織が判断することになるが、さいたま市が運用組織から相談を受けたり、必要に応じて検討会を開催して調整するなど、運用組織を支援する体制を構築する方針である。（事務局）

- ・ 2機関の専門性の差を活かして審査項目毎に審査機関を使い分けるものと認識していた。

案件毎に2機関が別々に審査することとした場合、資料では「駐車場地域ルール等に関する審査のノウハウや実績を有する」ことや、「大宮駅周辺地域と同様の交通課題を踏まえた審査実績を有する」ことが求められているところ、ノウハウ等の要件を機関毎に確認すべきと考えるが、現在の資料における2社の推薦理由で

十分なのか。

⇒資料に書き込めていないが、両組織ともに交通分野の委員が在籍しており、技術的な面ではどちらに委託しても問題ないと考えている。市としては、交通工学研究会を第一として状況に応じて都市計画協会にも依頼することを想定している。(事務局)

● 議決

- ・ 運用組織および審査機関の指定について、特にご異議等なければ運用組織は「一般財団法人 さいたま市都市整備公社」、審査機関については「一般社団法人 交通工学研究会」および「公益財団法人 都市計画協会」を指定するがいかか。(部会長)

⇒異議なし(案のとおり承認)

3. その他

- ・ 本日の議事録は、事務局で作成後に部会のみなさまへ確認を取り、その後公表する予定である。(事務局)
- ・ 次回の部会は運用状況を確認しつつ、開催日時を決定する。(事務局)

以上